

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年九月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 知事指定薬物

イ 一（ベンゾフラン―五―イル）プロパン―ニ―アミン（通称名五―A P B）及びその塩類

ロ 一（二・三―ジヒドロベンゾフラン―六―イル）プロパン―ニ―アミン（通称名六―A P D B）及びその塩類

#### 二 効力発生の日

平成二十七年九月十七日